

2M-1

185  
656

昭和二年二月十一日發布

# 大日本帝國憲法

附  
議院法  
眾議院議員撰舉法  
會計法  
貴族院令



No 15387

C2  
212  
032

# 告文

皇朕れ謹み畏み

皇祖

皇宗の神靈に誥び白とく皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ惟神の寶祚を承繼し舊圖を保持して取て失墜すること無し顧みるに世局の進運も靡り

人文の發達も隨の宜く

皇祖

皇宗の遺訓を明徴より典憲を成立し條章を昭示し内を以て子孫の率由すも所を爲し外を以て臣民翼賛の道を廣め永遠に遵行せしめ益國家の

不基と鞏固にして八州民生の慶福を増進す可し茲は皇室典範及憲法を制定す惟ふに是れ皆

一告  
皇祖

皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならざ而して朕





が躬に逮て時と俱に舉行せしむることを得るは洵に

二告  
皇祖

皇宗及我が

皇考の威靈に倚藉するに由らざるは無し皇朕れ仰て

皇祖

皇宗及

皇考の神祐を禱り併せて朕が現在及將來に臣民に卒先し此の憲章を履

行して愆らざらんことを誓ふ庶幾くは

神靈之れを鑒みたまへ

●憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗に承くる

の大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す

惟ふに我が祖我が宗は我が臣民祖先の協力補翼に倚り我が帝國を鑿造

し以て無窮に垂れたり此れ我が神聖なる祖宗の威徳と竝に臣民の忠實

勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したる

なり朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕

が意を奉體し朕が事を獎勵し相與に和衷協同し益々我が帝國の光榮を

中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の

資擔を分つに堪ふことを疑はざるなり



# ●大日本帝國憲法

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を膺み朕が親愛する所の臣民と仰ち朕が祖宗の惠撫慈養一たまひし所の臣民あるを念ひ其の康寧を増進し其の慈徳良能を發達せしめんことを願ひ又其の翼賛を依り與ふ俱に國家の進運を扶持せんことを望み乃ち明治十四年十月十四日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行せる所を知らしむ

國の統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕が子孫と將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふよとを愆らざるべし

朕と我が臣民の權利及財産の安全を貴重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全ならしむべきことを宣言す

帝國議會ハ明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法をして有効あらしむるの期とすべし

予は此の憲法の或る條章を改正するの必要なる時宜を見るに至らば朕及朕が繼續の子孫



二 朕が在廷の大正は朕が爲す此の憲法を施行するの責に任すべく朕が現在及將來の臣民の此の憲法を對し永遠に徳順の義務を負ふべし

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 大隈重信
- 海軍大臣 伯爵 西郷從道
- 農商務大臣 伯爵 井上馨
- 司法大臣 伯爵 山田顯義
- 内務大臣 伯爵 松方正義
- 大藏大臣 伯爵 大山巖
- 陸軍大臣 伯爵 齋藤實
- 文部大臣 伯爵 森有造
- 逓信大臣 伯爵 本野椋

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國は萬世に亘るの天皇に之を統治すべし

第二條 皇位は皇室典範の定むる所に據り皇男子孫之を繼承す

第三條 天皇は神聖にして侵すべからざる

第四條 天皇は國の代表として外交行為を爲す

第五條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第六條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第七條 天皇は公共の安全を保持し又之其災厄を避くる爲め緊急の必要に由り帝國議會に

第八條 天皇は公共の安全を保持し又之其災厄を避くる爲め緊急の必要に由り帝國議會に

第九條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第十條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第十一條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第十二條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第十三條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第十四條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第十五條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第十六條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第十七條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第十八條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第十九條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第二十條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第二十一條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第二十二條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず



四  
第十一條 天皇は陸海軍を統帥す

第十二條 天皇と陸海軍の編制及び常備兵額を定む

第十三條 天皇と戦を宣し和を講じ及び諸條の條約を締結す

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す戒嚴の要件及び効力は法律を以て之を定む

第十五條 天皇は爵位勳章及び其他の榮典を授與す

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及び復権を命ず

第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる所に據る攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

### 第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所を據る

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格を應之均しく文武官に任せられ及び其他

の公務に就く事を得

第二十條 日本臣民と法律の定むる所を從ひ其後の義務を有す

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所を從ひ納税の義務を有す

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内於て居住及び移轉の自由を有す

第二十三條 日本臣民は法律に據るに於て逮捕監禁審問處罰を受くる事なし

第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受けるの權を有する事なし

第二十五條 日本臣民と法律に定めたる場合を除く外其許諾なくして住所を侵入せられ及  
搜索せらるゝ事なし

第二十六條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝことなし

第二十七條 日本臣民と其所有權を侵さるゝことなし公益の爲め必要なる處分は法律の定

むる所に據る

第二十八條 日本臣民と安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務を背かざる限に於て信教の自

由を有す

第二十九條 日本臣民と法律の範圍内に於て言論著作印行集會及び結社の自由を有す

第三十條 日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に從ひ請願を爲すことを得

第三十一條 本章に掲げたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐ

ることなし

第三十二條 本章に掲げたる條規は陸海軍の法令又は紀律に抵触せざるものに限り軍人に

準行す

## 第三章 帝國議會



第五條 衆議院と選舉法の定むる所に據り公選せられたる議員を以て組織す

第六條 何人も同時に兩議院の議員たる事を得ず

第七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

第八條 兩議院の議案の提出する法律案と議決したる法律案を提出することを得

第九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを得

第十條 兩議院は法律又と其の他の事件に付き各其意見を政府に建議することを得

但し採納を得ざるものは同會期中に於て再び建議することを得

第十一條 帝國議會は毎年これを召集す

第十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とを必要なる場合に於ては勅命を以て之を延長することを得

第十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て會期の外臨時會を召集すべし臨時會の會期を定むるは勅命に依る

第十四條 帝國議會の開會同會會中の延長及停會は兩院同時に之を行ふべし衆議院解散を命せられたるときは貴族院も同時に解散せらるべし

第十五條 衆議院解散を命せられたるときは勅命を以て之に議員を選挙せしむるの日より五箇月以内に之を召集すべし

第十六條 兩議院と各其總議員三分の一以上出席するにあらざれば議決をなすことを得ず

第十七條 兩議院の議事は過半数を以て決す可否同數なる時は議長の決する所の依る

第十八條 兩議院の會議は公開す但政府の要求又と其院の決議に依り秘密會となすことを得

第十九條 兩議院は各天皇に上奏するを得

第二十條 兩議院は臣民より提出する請願書を受くることを得

第二十一條 兩議院は此憲法及議院法に據るもの外内外の整理に必要な諸規則を定むることを得

第二十二條 兩議院の議員は議院に於て發言したる意見は議院外に於て責を負ふ

第二十三條 議員は其言論と演説と行筆記又は其他の方法を以て公布せたる時は一般

七 法律に依り處分せらるべし

第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其院の許諾



として逮捕せらるゝことなし

八 第五十四條 國務大臣及政府委員と何時たりとも各議院に出席し及發言するよとを得

第四章 國務大臣、樞密顧問

第五十五條 國務各大臣は天皇を輔弼し其責を任す

總て法律勅令其他國務に關する詔勅に國務大臣の副署を要す

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す

第五章 司法

第五十七條 司法權と天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ

裁判所の構成は法律を以て之を定む

第五十八條 裁判官と法律に定めたる資格を具ふるものを以て之に任す

裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免せらるゝことなし

懲戒の條規と法律を以て之を定む

第五十九條 裁判の對審判決之を公開す但安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むるよとを得

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものは別に法律を以て之を定む

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を侵害せられたりとするの訴訟として別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理するの限にあらす

第六章 會計

第六十二條 新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むべし

但報償に屬する行政上の手数料及其他の收納金は前項の限にあらす

國債を起し及び豫算を定めたるものを除く外國庫の負擔となるべし契約を爲すと帝國議會の協賛を経べし

第六十三條 現行の租税と更む法律を以て之を改めざる限は舊に依り之を徵收す

第六十四條 國家の歳入歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし

豫算の款項は超過し又は豫算の外を生じたる支出ある時と後日帝國議會の承諾を要するを要す

第六十五條 豫算は別に衆議院に提出すべし

第六十六條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出す將來増額を要する場合



第六十八條 特別の須要を因りて府と豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求む

第六十九條 避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用を充る爲に豫備費を設くべし

第七十條 公共の安全を保持する爲に必要なる場合、或て同外の場合に因りて帝國議會を召集するときは、或る時、命令は依り、府に上必要な處分をなすことを得

第七十一條 帝國議會が於て豫算を議定せざれば豫算成立に至らざる時は政府は前年度の豫算を施行すべし

第七十二條 國家の歳出歳入の決算は會計検査院之を検査確定し、政府は其検査報告と共に之を帝國議會に提出すべし

第七章 規則

第七十三條 將來此憲法の條項を改正するの必要あるは勅令を以て、案を帝國議會の議に付すべし

此場合に於て兩議院は各其議員三分の二以上出席するにあらざれば議事を開く事を得ず

第七十四條 皇室典範の改正と帝國議會の議を経るを要せず

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるは拘らば此憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遵由の効力を有す

歳出上政府の義務に係る現在の契約又命令と總て第六十七條の例に依る



# ● 議院法

朕ちん樞密顧問しゆみつこもんの諮詢しじゆんを経て議院法ぎえんぽうを裁可さいかし之を公布こふせしめ併あはせて貴族院及衆議院成立せいりつの日より各々本法に依より施行しやうじやうすべきことを命めいぜ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 大隈重信
- 海軍大臣 伯爵 西郷從道
- 農商務大臣 伯爵 井上馨
- 司法大臣 伯爵 山田顯義
- 大藏大臣兼 伯爵 松方正義
- 内務大臣 伯爵 大山巖
- 陸軍大臣 伯爵 森有禮
- 文部大臣 子爵 榎本武揚
- 逓信大臣 子爵

## 法律第二號 議院法

### 第一章 帝國議會の召集成立及開會

- 第一條 帝國議會召集の勅諭は集會の期日を定め少くとも四十日前より之を發布すべし
- 第二條 議員は召集の勅諭に指定したる期日よ於て各議院の會堂に集會すべし
- 第三條 衆議院の議長副議長は其の院よ於て各々三名の候補者を選擧せしめ其中より之を勅任すべし
- 議長副議長の勅任せらるるまで書記官長議長の職務を行ふべし
- 第四條 各議院は抽籤法に依り総議員を數部に分割し每部々長一名を部員中に於て互選すべし
- 第五條 而議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め兩院議員を貴族院に會合せしめ開院式を行ふべし
- 第六條 前條の場合に於て貴族院議長は議長の職務を行ふべし
- 第二章 議長書記官及計費
- 第七條 各議院の議長副議長を各々一員とす
- 第八條 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期に依る



第十一條 議長は議會開會の間に於て仍其の議院の事務を指揮す

第十二條 議長は常任委員會及特別委員會に臨席し發言することを得但し表決の數に預かるべし

第十三條 各議院に於て議長が降あるときは副議長之を代理す

第十四條 各議院に於て議長副議長俱に故障あるときは假議長を選舉し議長の職務を行はしむべし

第十五條 各議院の議長副議長之任期滿限を達するも後任者の勅任せらるるまでは仍其の職務を繼續せしむ

第十六條 各議院は書記官長一人書記官數人を置く

書記官長は勅任とし書記官は奏任とす

第十七條 書記官長は議長の指揮に依り書記官の事務を提理し公文に署名す

書記官は議事録及其他の文書案を作り事務を掌理す

書記官の外他の必要ある職員は書記官長之を任す

第十八條 而議院の經費は國庫より之を支出す

### 第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院の議長は歳費として四千圓副議長は二千圓貴族院の被選及勅任議員及衆議院の議員は八百圓を受け別に定むる所の規則に従ひ旅費を受く但し召集に應ぜざる者は歳費を受くることを得ず

議長副議長及議員は歳費を辭することを得ず

官吏として議員たる者は歳費を受くることを得ず

第二十五條の場合に於ては第一項歳費の外議院の定むる所に依り一日五圓より多のらざる手當を受く

### 第四章 委員

第二十條 各議院の委員は全院委員常任委員及特別委員の三類とす

全院委員は議院の全員を以て委員と爲すものとす

常任委員と事務の必要に依り之を數科に分割し負擔の事件を審査する爲に各部に於て同數の委員を総議員中より選舉し一會期中其の任に在るものとす

特別委員は一事件を審査する爲に議院の選舉を以て特に付託を受くるものとす

第二十一條 全院委員長は一會期ごとに開會の始に於て之を選舉す

常任委員長及特別委員長は各委員會に於て之を互選す

第二十二條 全院委員會と議院三分の一以上常任委員會及特別委員會は其の委員半數以上



出席するに非ざれた議事を開き議決を爲すことを得ず

六十 第二十三條 常任委員會及特別委員會は議員の外傍聴を禁ず但し委員會の決議に由り議員の傍聴を禁ずるを得

第二十四條 各委員長と委員會の経過及結果を議院に報告すべし

第二十五條 各議院は政府の要求に依り又は其の同意を経て議會閉會の間委員をして議案の審査を繼續せしむることを得

第五章 會議

第二十六條 各議院の議長は議事日程を定めて之を議院に報告す

議事日程は政府より提出したる議案を先にとべし但し他の議事緊急の場合に於て政府の同意を得たるときは此の限に在らざ

第二十七條 法律の議案は三讀會を経て之を議決すべし但し政府の要求若ば議員十人以上の要求を由り議院に於て出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるときは三讀會の順序を省略することを得

第二十八條 政府より提出したる議案と委員の審査を經ずして之を議決することを得ず但し緊急の場合に於て政府の要求を由るものは此の限に在らざ

第二十九條 凡て議案を發議し及議院の會議に於て議案の對し停止の動議を發するものは

二十人以上の賛成あるに非ざれた議題と爲すことを得ず

第三十條 政府の何時たりとも既ち提出したる議案を修正し又は撤回することを得

第三十一條 凡て議案は最後に議決したる議院の議長より國務大臣を經由して之を奏上すべし

但し兩議院の一に於て提出したる議案にして他の議院に於て否決したるときは第五十四條第二項の規定を依る

第三十二條 兩議院の議決を経て奏上したる議案にして裁可せらるゝそのは次の會期まで公布せらるべし

第六章 停會閉會

第三十三條 政府は何時たりとも十五日以内に於て議院の停會を命ぜることを得

議院停會の後再び開會したるときは前會の議事を繼續すべし

第三十四條 衆議院の解散に依り貴族院に停會を命じたる場合に於ては前條第二項の例に依らず

第三十五條 帝國議會閉會の場合に於て議案の請請願の議決に至らざるものハ會に繼續せざ但し第二十五條の場合に於ては此の限に在らざ



一 議長又は議員十人以上の發議を由り議院之を可決したるとき

二 政府より要求を受けたるとき

第三十八條 議長又は議員十人以上より秘密會議を發議したるときは議長は直に傍聴人を選去せしめ討論を用ゐずして可否の決を取るべし

第三十九條 秘密會議、刊行することを許さず

第八章 豫算案の議定

第四十條 政府より豫算案を衆議院へ提出したるときは豫算委員は其の院に於て受取りたる日より十五日以内に審査を終り議院に報告すべし

第四十一條 豫算案に就き議院の會議に於て修正の動議を發するものと三十人以上の賛成あるを非ざれば議題と爲すことを得ず

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員の發言と何時たりとも之を許すべし但し之が爲に議員の演説を中止せしむるよとを得ず

第四十三條 議院に於て議案を委員へ付したるときは國務大臣及政府委員と何時たりとも

委員會に出席し意見を述べることを得

第四十四條 委員會の議長を経出して政府委員の説明を求むることを得

第四十五條 國務大臣及政府委員は議員たる者を除く外議院の會議に於て表決の數に預からず

第四十六條 常任委員會又は特別委員會を開くときは毎會委員長より其の主任の國務大臣及政府委員を報知すべし

第四十七條 議事日程及議事は關する報告と議員の分配すると同時に之を國務大臣及政府委員に送付すべし

第十章 質問

第四十八條 兩議院の議員政府に對し質問を爲さむとるときは三十人以上の賛成者あるを要す

質問は簡明なる主意書を作り賛成者と共に連署して之を議長へ提出すべし

第四十九條 質問主意書と議長之を政府に轉送し國務大臣を直に答辨を爲し又と答辨すべき期日を定め若答辨を爲さざるるとき其の理由を示明すべし

第五十條 國務大臣の答辨を得又は答辨を得ざるときは質問の事件に付議員の建議の動議を爲すことを得



第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏せむとするときは文書を奉呈し又は議表を以て總代とし議員を請ひ之を奉呈することを得

各議院の建議と文書を以て政府に呈出すべし

第五十二條 各議院に於て上奏又は建議の勸議は三十人以上の議員あるを非ざれば勸議と爲すを得ず

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算を除く外政府の議案を付するは兩議院の内何れを先取するを便宜に依る

第五十四條 甲議院に於て政府の議案を可決し又は修正して議決したるときは乙議院に之を移すべし乙議院に於て甲議員の議決に同意し又否決したるときは之を奏上するも同時甲議院に通知すべし

乙議院に於て甲議院の提出したる議案を否決したるときは之を甲議院に通知すべし

第五十五條 乙議院に於て甲議院より移したる議案に對し之を修正したるときは之を甲議院に回付すべし甲議院に於て乙議院の修正に同意したるときは之を奏上するも同時に乙議院に通知すべし若し之に同意せざるときは兩院協議會を開くべし

甲議院より協議會を開くも 求むるときは乙議院は之を拒むべし

第五十六條 兩院協議會は兩議院より各十人以下同数の委員を撰舉し會同せしむ委員の協議案成立するときは議案を政府より受取り又は提出したる甲議院に於て先づ之を議し次に乙議院に移すべし

協議會に於て成立したる成案に對しては更に修正の勸議を爲すことを許さず

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院の議長と何時たりとも兩院協議會に出席して意見を述べることを得

第五十八條 兩院協議會は傍聴を許さず

第五十九條 兩院協議會に於て可否の決を取るは無名投票を用ひ可否同數なるときは議長の決する所を依る

第六十條 兩院協議會の議長は兩議院協議委員に於て各一員を互選し每會交代して席を當らしむべし其の初會に於ける議長は抽籤法を以て之を定む

第六十一條 本章に定むる所の外兩議院交渉事務の規程と其の協議に依り之を定むべし

第十三章 請願

第六十二條 各議院に呈出する人民の請願書は議員の紹介に依り議院之を受取るべし



請願委員特別の報告に依れる要求又と議員三十人以上の要求あるときは各議院は其の請願事件を合議し得ず

第六十五條 各議院に於て請願の採擇すべきことを議決したるときは意見書を附し其の請願書を附し之に附し事宜は依り報告を求むるものとす

第六十六條 法律に依り法人と認められたる者を除く外総代の名義を以てする請願は各議院之を受くることを得ず

第六十七條 各議院と憲法を變更するの請願を受くることを得ず

第六十八條 請願書の総て裏面の體式を用ふべし若し請願の名義に依らざるは其の體式に違ふものは各議院之を受くることを得ず

第六十九條 請願書おして皇室に對し不敬の語を用る政府又ハ議院に對し侮辱の語を用るものハ各議院之を受くることを得ず

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判に干預するの請願を受くることを得ず

第七十一條 各議院は各別に請願を受け互に相干預せず

第十四章 議院と人民及官廳地方議會との關係

第七十二條 各議院は人民に向て告示を發することを得ず

第七十三條 各議院は審査の爲め人民を召喚し及議員を派出することを得ず

第七十四條 各議院より審査の爲に政府に向て必要なる報告又は文書を求むるときは政府と秘密に渉るものを除く外其の求に應ぜべし

第七十五條 各議院は國務大臣及政府委員の外他の官廳及地方議會に向て照會を復することを得ず

第十五章 退職及議員資格の異議

第七十六條 衆議院の議員として貴族院議員に任せられ又は法律に依り議員たることを得ざる職務に任せられたるときは退職者とす

第七十七條 衆議院の議員にして選舉法に記載したる被選の資格を失ひたるときは退職者とす

第七十八條 衆議院に於て議員の資格に付異議を生じたるときは特に委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決すべし

第七十九條 裁判所お於て當選訴訟の裁判手續を爲したるものと衆議院に於て同一事件に付審査することを得ず

第八十條 議員其の資格なきことを證明せらるるに至るまでと議員に於て位列及發言の權



を失はせ但し自身の資格審査に關る會議に對して之を辯明することを得るも其の表決に預かるよとを得せ

第十六章 請假辭職及補闕

第八十一條 各議院の議長は一週間に超ゆる議員の請假を許可することを得其の一週間を超ゆるものは議院に於て之を許可す期限なきものは之を許可することを得ず

第八十二條 各議院の議員之正當の理由を以て議長に届出ずして會議又は委員會に闕席することを得ず

第八十三條 衆議院は議員の辭職を許可するよとを得

第八十四條 何等の事由に拘らず衆議院議員ハ闕員を生じたるときは議長より内務大臣に通牒し補闕選舉を求むべし

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せんが爲内部警察の權は此の法律及各議院に於て定むる所の規則に従ひ議長之を施行す

第八十六條 各議院に於て要する所の警察官吏之政府之ヲ派出し議長ハ指揮を受けしむ

第八十七條 會議中議員此の法律若は議事規則に違ひ其の他議場の秩序を紊るときは議長ハ之を警戒し又は制止し又之發言を取消さしむ命に從はざるときは議長ハ當日の會議を終るまで發言を禁止し又之議場の外ハ退去せしむることを得

第八十八條 議場騷擾にして整理し難きときは議長ハ當日の會議を中止し又は之を閉づることを得

第八十九條 傍聽人議場の妨害を爲す者あるときは議長之之を退場せしむ必要な場合ハ於ては之を警察官廳に引渡さしむることを得

傍聽席騷擾なるときは議長之總ての傍聽人を退場せしむることを得

第九十條 議場の秩序を紊る者あるときは國務大臣政府委員及議員は議長の注意を喚起することを得

第九十一條 各議院に於て皇室に對し不敬の言語論說を爲すことを得せ

第九十二條 各議院に於て無禮の語を用ゐることを得ず及他人の身上ハ涉り言論することを得ず

第九十三條 議院又は委員會ハ於て誹毀侮辱を被りたる議員ハ之を議院ハ訴へて處分を求むべし私ハ報復することを得せ

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院ハ其の議員ハ對し懲罰の權を有す

第九十五條 各議院に於て懲罰事犯を審査する爲ハ懲罰委員會を設く



懲罰事犯あるときは議長は先づ之を委員に付し審査せしめ議院の議を経て之を宣告し各委員會又は各部に於て懲罰事犯あるときは委員長又は部長と之を議長に報告し處分を求むべし

第九十六條 懲罰と左の如し

- 一 公開したる議場お於て誹責す
- 二 公開したる議場に於て適當の謝辭を表せしむ
- 三 一定の時間出席を停止す
- 四 除名

衆議院に於て除名と出席議員三分の二以上の多數を以て之を決すべし

第九十七條 衆議院と除名の議員再選ふ當る者を拒むことを得ず

第九十八條 議員二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲すことを得

懲罰の動議は事犯ありし後三日以内之を爲すべし

第九十九條 議員正當の理由なくして勅諭に指定したる期日後一週間内に召集に應ぜざるに由り又之正當の理由なくして會議又は委員會に關席とるに由り若し請暇の期限を過ぎたるに由り議長より特に招狀を發し其の招狀を受けたる後一週間内仍故なく出席せざる者は貴族院に於て其の出席を停止し上奏して勅裁を請ふべく衆議院に於ては之を除名すべし

### 衆議院議員撰擧法

朕樞密顧問の諮詢を経て衆議院議員撰擧法及附録を裁可し之を公布せしめ併せて帝國議會を召集するの年より本法に依り選舉を施行せしむべきことを命ず

明治廿二年 二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 西園從道
- 海軍大臣 伯爵 井上馨
- 農商務大臣 伯爵 山田顯義
- 司法大臣 伯爵 松方正義
- 大藏大臣 伯爵 伯爵 森有禮
- 陸軍大臣 伯爵 伯爵 大山巖
- 文部大臣 伯爵 伯爵 有禮
- 逓信大臣 伯爵 伯爵 本武揚

法律第二十号 衆議院議員撰擧法

#### 第一章 撰擧區畫

七廿 第一條 衆議院の議員は各府縣の選舉區に於て之を撰擧せしむ其の選舉區及各撰擧區に於て選舉とべ規定員は此の法律の附録を以て之を定む



第二條 府縣知事と其の府縣の撰舉區の選舉を監督す

一 選舉區の選舉は郡長又は市長其の選舉長となり之を管理す

第三條 一 選舉區にして數郡市に涉るとして府縣知事は其の郡長又之市長の一人を命て選舉長たらしむべし

第四條 一 市の域内に於て數選舉區あるときは府縣知事は區長として其の選舉長たらしむべし

第五條 選舉に關する費用は地方税を以て支辨すべし

第二章 撰舉人の資格

第六條 選舉人は左の資格を備ふることを要す

第一 日本臣民の男子にして年齢滿二十五歳以上の者

第二 選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内に於て本籍を定め住居し仍引續き住居する者

第三 選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者  
但し所得税を付ては人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る

第七條 家督に由り財産を相續したる者其の財産に付前財産主の納税額を以て其の納税資格に算入す

第三章 被撰人の資格

第八條 被選人たることを得る者は日本臣民の男子滿三十歳以上にして選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の選舉府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者たるべし

但し所得税に付ては人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る

第九條 宮内官裁判官會計検査官收税官及警察官と被選人たることを得ず

前項の外の官吏は其の職務妨げざる限は議員と相兼ねることを得

第十條 府縣及郡の官吏は其の管轄區域内に於て被選人たることを得ず

第十一條 選舉の管理に關係する市町村の吏員は其の選舉區に於て被選人たることを得ず

第十二條 神官及諸宗の僧侶又之教師は被選人たることを得ず

第十三條 府縣會の議員にして衆議院の議員と選舉せられ當選を承諾したるとき其の前職を辭すべしとのとす

第四章 選舉人及被選人に通ずる規定



第十四條 第三項の一に觸るる者、選挙人及被選人たることを得ず

- 一 選挙白書の者
- 二 身代限の處分を受け負賦の義務を免れざる者
- 三 公權を剥奪せられたる者又は停止中の者
- 四 禁錮の刑に處せられ満期の後又は赦免の後満三年を経ざる者
- 五 舊法に依り一年以上の懲役若く國事犯禁獄の刑に處せられ満期の後又は赦免の後満三年を経ざる者

六 賭博犯に由り處刑を受け満期の後又は赦免の後満三年を経ざる者

七 選挙に關する犯罪に由り選挙權及被選挙權の停止中の者

第十五條 陸海軍軍人と現役中選挙權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず其の休職停職に在る者亦同じ

第十六條 華族の當主は衆議院議員の選挙人及被選人たることを得ず

第十七條 刑事の訴を受け拘留又は保釋中に在る者は其の裁判確定に至るまで選挙權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず

第五章 選挙人名簿

第十八條 選挙長は毎年四月一日を期とし各町村長をして一の投票區區内に於て選挙資格

を有する者を調査し人名簿二本を調製し同月二十日まで其の一本を提出すべし  
選挙人名簿と選挙人の姓名官位職業身分住所生年月日納むる所の直接賦税の総額並に納税地を記載すべし

第十九條 市に於ては左の方法に依り選挙人名簿を調製すべし

第一 一市又は市内の一區を以て一選挙區と爲したる場合に於ては選挙長其の人名簿を調製すべし

第二 市内にある數區を合して一選挙區と爲したる場合は於ては各區長をして其の區内の人名簿を調製し選挙長に差出さしむべし

第三 郡市を合して一選挙區と爲したる場合に於て郡長其の選挙長となりたるるときは市長をして其の人名簿を調製し之を差出さしむべし

第四 第三の場合に於て市長其の選挙長となりたるるときは市長其の市内の人名簿を調製すべし

第二十條 選挙人其の住居する投票區域の外に於て直接國税を納むるときは納税地の町村長又は市長若く區長の證狀を得て選挙人名簿調製の期日までに其の投票を管理する町村長又は市長若く區長に差出すべし

第二十一條 選挙長と各町村長又は市長若く區長より差出したる選挙人名簿を合し一選挙



區を以て一冊とし選舉管理の郡役所又は市役所若くは區役所に備置き其の副本を府縣知事  
に送致すべし

第二十二條 選舉長は毎年五月五日より十五日間一選舉區選舉人名簿の寫を其の選舉管理  
の郡役所又く市役所若くは區役所に於て縦覽せしむべし

第二十三條 凡て選舉資格ある者選舉人名簿に於て人名の脱漏又は誤載あることを發見し  
たるときは其理由書及證據を具へて縦覽期限内に選舉長に申立て其の改正を求むるを得  
を得

縦覽期限を經過したる後前項の申立を爲す其の効なし

第二十四條 選舉長は於て脱漏の申立を受けたるるとき其の理由及證據を審査し申立を受  
けたる日より二十日以内に之を判定すべし若し其の申立を以て不當ありと判定したるとき  
は直ち其の人名を記載し其の由を當人所在地の町村長又ハ市長若くは區長に通知し併せて  
選舉區内に告示すべし

第二十五條 選舉長に於て誤載の申立を受けたるるとき其の理由及證據を審査し必要なる  
場合に於ては申立人又は被告人を召喚審問し申立を受けたる日より二十日以内ハ之を判  
定すべし若し誤載ありと判定したるときは直ち之を削除し其の由を被告人所在地の町村長  
又は市長若くは區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし

第二十六條 申立人又は被告人に於て選舉長の判定に服せざるるときは選舉長を被告とし判  
定の日より七日以内に始審裁判所に告訴するを得

第二十七條 始審裁判所は於て前條の訴訟を受取りたるときは他の訴訟の順序に拘らず速  
に其の裁判を爲すべし

第二十八條 前條に於ける始審裁判所の裁判を控訴せざることを許さず但し大審院に上告す  
るを得

第二十九條 選舉人名簿は六月十五日を以て確定期限とし次年の調製の自まで之を據置  
くべし但し裁判官證書を依り改正すべきものは選舉長に於て其の言渡書を受取りたる時よ  
り三十四時内に之を改正し其の由を申立人又は被告人所在地の町村長又は市長若くは區長  
に通知し併せて選舉區内に告示すべし

第六章 選舉の期日及投票所

第三十條 選舉の投票は通常七月一日に之を行ふ但し衆議院解散を命ぜられたるときは勅  
令を以て臨時選舉の期日を定め少くとも三十日以前に公布すべし

第三十一條 投票所は町村役場又く町村長の指定したる場所に於て之を設け町村長之を管  
理す

第三十二條 一町若くは村に於て選舉人少くして一の投票所を設くるに足らざるときは數町村



四 卅

を合併することを得

此の場合に於ては郡長は府縣知事の認可を経て合併の町村及投票所並に投票所管理の町村長を指定すべし

第三十三條 町村長と其の管理する投票區域内に於ける撰舉人中より立會人二名以上五名以下を定め遅くとも撰舉の期日より三日以前に之を本人に通知し撰舉の當日投票所へ参會せしむべし

立會人は正當の事故なくして其の職を辭することを得ず

第七章 投票

第三十四條 投票は午前七時に始まり午後六時に終る

第三十五條 投票函は二重の蓋を造り二種の輪を設け其の一は町村長之を管守し其の一は立會人之を管守すべし

第三十六條 町村長は投票の初に當り立會人と共に参會したる撰舉人の面前に於て投票函を開き其の空虚なることを示すべし

第三十七條 撰舉人と撰舉の當日日本人自ら投票所に至り撰舉人名簿の對照を経て投票すべし

第三十八條 投票用紙は各府縣各々一定の式を用ひ撰舉の當日投票所に於て町村長より之

を各撰舉人に交付すべし

撰舉人は投票所へ於て投票用紙に被撰人の姓名を記載し次に自己の姓名住所を記載して捺印すべし

第三十九條 撰舉人にして文字を書すること能はざる由を申立つるときは町村長と吏員をして代書せしめ之を本人に讀み聞かせ捺印投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十條 二人以上の議員を撰舉すべし選舉區に於ては連名投票を用うべし

第四十一條 撰舉人名簿に記載せられたる者の外投票することを得ず但し撰舉人名簿に記載せらるべき裁判言渡書を所持し撰舉の當日投票所に至る者あるときは町村長と投票用紙を交付し投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十二條 投票終るの時期に至りたるときは町村長は其の由を告げ投票函を閉鎖すべし投票函閉鎖の後には總て投票することを許さず

第四十三條 町村長は投票明細書を作り投票に關る一切の事項を記載し立會人と共々署名すべし

五 卅

第四十四條 町村長は一名又は數名の立會人と共に投票の翌日投票函及投票明細書を併せて撰舉管理の郡役所又市役所若は區役所に送致すべし

第四十五條 一撰舉區内にある島嶼あして前條の期限内投票函を送致すること能ざる



情況あるときは府縣知事は人名簿確定の日より選挙の期日までの間に於て適宜其の投票の期日を定め選挙會の期日までに其の投票函を送致せしむることを得

第八章 選挙會

第四十六條 選挙會と選挙管理の郡役所又市役所若くは區役所に於て之を開く

第四十七條 選挙長と各投票所より參會をたる立會人の中より抽籤を以て選挙委員三名以上七名以下を定むべし

第四十八條 選挙長は投票函の封の翌日選挙委員立會の上各投票函を開き投票の總數を投票人の總數を計算すべし若し投票と投票人との總數に差異を生じたるときは其の由を選挙明細書に記載すべし

第四十九條 總數の計算を終りたるときは選挙長は選挙委員と共に投票を點檢すべし

第五十條 各選挙區の選挙人其の選挙會を參觀を求むることを得

第五十一條 左に掲ぐる投票は無効とす

一 選挙人名簿に記載なき者の投票但し裁判官渡書所持たる者依り投票したる者は此の限を在らず

二 成規の用紙を用ひざるもの

三 選挙人自己の姓名を記載せざるもの

四 資格なき被選人の姓名を記載するもの但し連名投票に列記する人員中資格ある者も付て其の効あるものとす

五 誤字又は汚染塗抹毀損に依り記載する所の選挙人又は被選人の姓名を認知すべからざるもの但し通常の假名字を用る又は誤字に係るも明し其の姓名を認知せざることを得るものと此の限を在らず

六 第三十八條第二項に規定したる外他の文字を記載したるもの但し被選人の指名を誤らざる爲に其の官位職業身分住所を附記し又は敬稱を用るものは此の限を在らず

第五十二條 投票効力の有無に付疑義あるときは選挙委員の意見を聞き選挙長之を決定す此の決定を對しては選挙會場を於て異議を申立つることを得ず

第五十三條 無効の投票を抹線を加へ其の由を選挙明細書に記載し一箇年間保存し期限を経過したる後之を焼棄すべし

第五十四條 一票にして其の選挙すべき定員より多き被選人の姓名を記載したるときは其の定員を超ゆる人名を末尾より除却すべし

連名投票をして其の選挙すべき定員を足らざるときは現に記載したる者のみを計算すべし且一入りの上より一入りの下まで一八三二の順序に記すべし



第五十五條 投票は六十日間郡役所又は市役所若くは區役所に保存し期限を経過したる後之を焼棄すべし

第五十六條 選挙に關り訴訟又は告訴告訴あるときは第五十三條第五十五條の期限を経過するも裁判確定に至るまで其の投票を保存すべし

第五十七條 選挙長は選挙細則を作り選挙點檢に關る一切の事項を記載し選挙委員と共に署名し之を保存すべし

第九章 當選人

第五十八條 投票總数の最多數を得たる者之を當選人とす

投票同數なるときは生年月の長者を以て當選人とす同年月なるときは抽籤を以て之を定むべし

第五十九條 當選人定まりたるときは選挙長は直ち其の姓名及投票の數を府縣知事へ届出せし

第六十條 府縣知事前條の届出を受けたるときは各當選人に通知し其の姓名を管内に告示すべし

第六十一條 當選人當選の通知を受けたるときは其の當選を承諾するや否や府縣知事に届出せし

第六十二條 一人にして數選挙區の當選人となりたる者當選の通知を受けたるときは何れの選挙區の當選を承諾する旨を府縣知事に届出せし

第六十三條 當選人其の府縣内に在る者十日以内其の府縣外に在る者二十日以内當選承諾の届出を爲さざるときは其の當選を辭したるものと見做すべし

第六十四條 當選人あして其の當選を辭し又之期限内あ其の當選の承諾を届出さるときは府縣知事は選挙の期日を定め其の選挙長に命し再び選挙を行はせし但し第五十八條第二項の場合に於て抽籤に依り當選を得たる者其の當選を辭し又は其の承諾を届出さるときは抽籤に依り當選を失ひたる者を以て當選人と定むべし

第六十五條 各選挙區の當選人確定したるときは府縣知事は當選證書を付與し及管内に告示し並ち當選人の資格を録して内務大臣に具申すべし

第十章 議員 任期及補選

第六十六條 議員の任期は四箇年とす但し任期を終りたる後仍選挙に應ずることを得

第六十七條 議員の副員ある由り内務大臣より補選選挙を開くべし旨を命せられたるときは府縣知事之其の命を受けたる日より二十日以内に副員の選挙區に限り臨時選挙を行ひ補選議員を選挙せしむべし

第六十八條 補選議員の任期は前議員の任期に依る



第十一章 投票所取締

第十四 第六十九條 投票管理の町村長は投票所の秩序を保持し必要なる場合に於ては警察官吏の處分に付するよとを得

第七十條 凡て武器又は兇器を携帯する者と投票所に入ることを許さず

第七十一條 撰舉人に非ざる者は投票所に入ることを許さず

第七十二條 投票所に於ては一切の演説討論及喧譟を渉り又は他人の投票を勸誘するよとを得

第七十三條 投票所に於て秩序を紊る者あるときは町村長は之を警戒し其の命に従はざるときは之を投票所の外に退出せしむべし

第七十四條 投票所の外に退出せしめたる者と犯罪者を除く外其の投票を爲さしむる爲に再び投票所の内に呼入るよとを得

第七十五條 投票所に参會したる撰舉人にして刑法又は此の法律の罰則を犯したる者と投票することを禁じ其の姓名事由を投票明細書に記載すべし

第七十六條 投票に關する異議の申立に付町村長の決定に對しては投票所に於て不服を申立てることを得ず

第七十七條 撰舉管理の郡役所又之市役所若は區役所に於て撰舉會の參觀を派むる者は総て第六十九條より第七十三條に至るまでの例に照し撰舉長之を處分とべし

第十二章 當選訴訟

第七十八條 各選舉區に於て當撰を失ひたる者當撰人の當撰を無効とするの理由を認めむるときは當撰人を被告とし第六十五條に掲げたる當撰人の姓名告示の日より三十日以内に控訴院に訴するよとを得

其の期限を経過したる後出訴するも其の効なし

第七十九條 原告人と訴訟狀と共に保證金として金三百圓又は之に相當する公債證書を控訴院書記局に預置くべし

第八十條 原告人敗訴の場合に於て裁判言渡の日より七日以内一切の裁判費用を納完せざるときは保證金より之を控除し仍足らざるときは之を追徴すべし

第八十一條 同一の當撰人又對し二人以上の原告人訴訟を爲したるときは控訴院は一の裁判言渡書を以て各訴訟人に宣告するよとを得

第八十二條 審判中衆議院解散の命あるときは控訴院は其の訴訟を棄却すべし

第八十三條 原告人訴訟を願下ぐるときは同時其の由を新聞紙又は其の他の方法を以て公告とべし

第八十四條 控訴院は當選訴訟を審判するに當り本訴に關係する刑法又之此の法律の犯罪



二十四

者に對し直に處刑の言渡を爲すことを得但し此の場合に於ては檢察官をして會合としむ

當撰訴訟に關係せざる場合よ於ける此の法律の犯罪者と所轄刑事裁判所に於て之を裁判す

第八十五條 控訴院に於て當撰訴訟を判定したるときは其の裁判言渡書の謄本を内務大臣に送付すべし若衆議院開會するときは併せて之を議長に送付すべし

第八十六條 當撰訴訟に付控訴院の裁判を對しては大審院より告訴することを得

第八十七條 訴訟の目的たる當撰人と其の裁判確定に至るまで衆議院を列席するの權を失はざる

第八十八條 當撰訴訟に付本章に規定したるもの外總て普通の訴訟手續に依る

第八十九條 納税額年齢住所及其の他撰舉資格に必要なる事項を詐稱し撰舉人名簿に記載せられたる者の四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第九十條 投票を得又その他かに投票を得せしめ若く他人の爲に投票を爲すことを抑止するの目的を以て直接又は間接に金錢物品手形若くは公私の職務を撰舉人に授與し又授與するよとを約束したる者は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

其の授與又と約束を受けたる者亦同也

第九十一條 直接又は間接に金錢物品手形若くは公私の職務を撰舉人に授與し又は授與することを約束して投票を得又他人に投票を得せしめ若く他人の爲に投票を爲すよとを抑止したる者は刑法第二百三十四條の例を以て論ず

第九十二條 投票を得又他人に投票を得せしめ若く他人の爲に投票を爲すよとを抑止する目的を以て撰舉人に暴行を加へたる者は一月以上六月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十三條 撰舉人に暴行を加へて投票を得又は他人に投票を得せしめ若く他人の爲に投票を爲すよとを抑止したる者の三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第九十四條 撰舉人を強逼し又投票所若くは撰舉會場を騷擾し又投票函を扣留毀壞若くは劫奪するの目的を以て多衆を嘯聚したる者は六月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第九十五條 其の情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者は十五日以上二月以下の輕禁錮に處し三十圓以下の罰金を附加す



四 十 犯罪者戎器又く兇器を携帯したるときは各々本刑に一等を加ふ

四 十 第九十五條 撰舉の際管理者又く立會人に暴行を加へ又は暴行を以て投票所若は撰舉會場を騷擾し又は投票函を抑留毀壞若く劫奪したる者と四月以上四年以下の輕禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又く兇器を携帯したるときは各々本刑に一等を加ふ

第九十六條 多衆を嘯聚して前條の罪を犯したる者は重禁獄に處す

其の情を知て嘯聚を助けたる者と二年以上五年以下の輕禁錮に處せ

犯罪者戎器又く兇器を携帯したるときは各々本刑に一等を加ふ

第九十七條 演説又は新聞紙若く其の他の文書を以て人を教唆し前三條の罪を犯さしめたる者は刑法第百五條の例に依る其の教唆の効なき者も仍本刑に二等又は三等を減じ處斷す

第九十八條 戎器又く兇器を携帯して投票所若は撰舉會場に入りたる者と三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第九十九條 當選人あつて第八十九條より第九十八條に至るまでの刑に處せられたるときは其の當選は無効とす

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條に依り選舉人たるを得ざる者投票を爲したるときは四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第一百一條 前數條の罪を犯し禁錮以上の刑に處せられ又は再び罰金の刑に處せられたる者之三年以上七年以下選舉權及被選舉權を停止す

第一百二條 立會人正當の事故なくして此の法律に規定したる義務を愆くときは五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第一百三條 本章に規定したる罰則の外刑法に正條あるものは各々其の條に依り重きに從て處斷す

第一百四條 凡て選舉に關する犯罪は六箇月を以て期滿免除とす

第一百五條 此の罰則は第拾一章の各條と共に投票所及選舉會場に貼示すべし

第拾四章 補則

第一百六條 市に於ては一市に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理は市長兼て之を掌るべし

第四條の場合に於ては一選舉區に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理は區長兼て之を掌るべし

五十四 第一百七條 前條の場合に於ては市長又は區長と其の管理する選舉區内に於ける選舉人中より立會人三名以上七名以下を定め遅くとも選舉の期日より三日以前之を本人に通知し



六十四

選挙の當日選挙管理の市役所又は區役所に参會せしむべし  
立會人は投票に立會ひ併せて投票を點檢をべし  
此の場合に於ける選挙明細書と併せて選挙の事項を記載をべし  
第百八條 島司を置く地方に於て此の法律の規定したる選挙長の職務は島司之を掌るべし

第百九條 町村制を施行せざる町村に於ては此の法律に規定したる町村長の職務と戸長之を掌るべし

第百拾條 選挙人名簿調製の初年を限り所得税法施行以來第六條第八條を規定したる納税額を引續納完したる者其の納税資格の期限を充つるものと見做すべし  
第百拾一條 北海道沖繩縣及小笠原島に於ては將來一般の地方制度を準行するの時に至るまで此の法律を施行せむ

- 衆議院議員選挙法附録  
東京府 議員總數拾二人
- 第一區 麹町區麻布區赤坂區一人
  - 第二區 芝區一人
  - 第三區 京橋區一人
  - 第四區 日本橋區一人
  - 第五區 本所區深川區一人
- 第六區 淺草區一人
- 第七區 神田區一人
- 第八區 下谷區本郷區一人
- 第九區 小石川區牛込區日谷區一人
- 第十區 東區豊島區北豐島區一人
- 第十一區 南區立川區葛飾區一人
- 第十二區 荏原區伊豆七島區一人

七十四

- 京都府 議員總數七人
- 第一區 上京區一人
  - 第二區 下京區一人
  - 第三區 愛宕區葛野區乙訓區紀伊區一人
  - 第四區 宇治區久世區相樂區綴喜區一人
  - 第五區 南桑田區北桑田區船井區天田區何鹿區二人
  - 第六區 加佐區與謝區中區竹野區熊野區一人
- 大阪府 議員總數拾人
- 第一區 西區一人
  - 第二區 東區北區一人
  - 第三區 南區一人
  - 第四區 西成區東成區住吉區二人
  - 第五區 島上區島下區豐島區能勢區一人
  - 第六區 茨田區交野區讀賣區河内區若江區高安區一人
  - 第七區 石川區八上區古市區安宿區錦區郡丹區南區志紀區丹北區大縣區澁川區一人
  - 第八區 堺區大島區泉區一人
  - 第九區 南區日根區一人
  - 第十區 議員總數七人
- 第十一區 久良岐區橋樹區都筑區一人

第十二區 南多摩區西多摩區北多摩區二人

第十三區 三浦區鎌倉區一人

兵庫縣 議員總數拾二人

  - 第一區 戶區一人
  - 第二區 高砂區龍野區川邊區有馬區一人
  - 第三區 水石區美鈴區一人
  - 第四區 郡印區西區一人
  - 第五區 郡多可區加西區一人
  - 第六區 郡飾西區神戶區西區一人
  - 第七區 郡播西區赤穂區佐用區宍粟區二人
  - 第八區 郡美作區善含區多氣區三木區七美區二區
  - 第九區 二區
  - 第十區 二區
  - 第十一區 二區
  - 第十二區 二區
  - 第十三區 二區
  - 第十四區 二區
  - 第十五區 二區
  - 第十六區 二區
  - 第十七區 二區
  - 第十八區 二區
  - 第十九區 二區
  - 第二十區 二區

長崎縣 議員總數七人

  - 第一區 長崎區西彼杵區二人
  - 第二區 東彼杵區北高來區一人
  - 第三區 南高來區一人
  - 第四區 北松浦區壹岐區石田區一人
  - 第五區 南松浦區一人
  - 第六區 上縣區下縣區一人
  - 第七區 議員總數拾三人

新潟縣 議員總數拾三人

  - 第一區 新潟區西蒲原區一人
  - 第二區 北蒲原區東蒲原區嚴島區二人
  - 第三區 中蒲原區一人



第四區 南蒲原郡二人  
 第五區 古志郡三人  
 第六區 刈羽郡一人  
 第七區 北魚沼郡南魚沼郡中魚沼郡東頸城郡二人  
 第八區 中頸城郡西頸城郡二人  
 第九區 雜太郡加茂郡羽茂郡一人  
 第十區 北足立郡新座郡一人  
 第十一區 入間郡高麗郡橫見郡比企郡二人  
 第十二區 南埼玉郡北葛飾郡中葛飾郡二人  
 第十三區 北埼玉郡大里郡桐生郡櫻井郡二人  
 第十四區 郡二人  
 第十五區 兒玉郡賀美郡那珂郡秩父郡一人  
 第十六區 群馬縣議員總數五人  
 第十七區 東群馬郡南勢郡利根郡北勢郡  
 第十八區 一人  
 第十九區 新田郡山田郡邑樂郡一人  
 第二十區 佐位郡那波郡綠野郡多和郡南甘樂郡一人  
 第二十一區 西群馬郡片岡郡吾妻郡一人  
 第二十二區 北甘樂郡碓氷郡一人  
 第二十三區 千葉縣議員總數九人  
 第二十四區 千葉郡市原郡一人  
 第二十五區 東葛飾郡印旛郡下埴生郡南相馬郡  
 第二十六區 二人  
 第二十七區 香取郡一人

第四區 海士郡匝房郡一人  
 第五區 山邊郡武射郡一人  
 第六區 夷隅郡上埴生郡長瀨郡一人  
 第七區 望陀郡南埴生郡羽郡一人  
 第八區 安房郡平郡夷郡長狹郡一人  
 第九區 東茨城郡實島郡行方郡二人  
 第十區 多賀郡久慈郡那珂郡二人  
 第十一區 西茨城郡與野郡一人  
 第十二區 豐田郡結城郡岡田郡高井郡猿島郡一人  
 第十三區 筑波郡新治郡一人  
 第十四區 信太郡河內郡北水郡烏郡一人  
 第十五區 榑木縣議員總數五人  
 第十六區 河內郡芳賀郡一人  
 第十七區 上野郡下都賀郡宏川郡二人  
 第十八區 安蘇郡足利郡樂市郡一人  
 第十九區 鹽谷郡須賀郡一人  
 第二十區 議員總數四人  
 第二十一區 添上郡添下郡山邊郡廣瀬郡小群郡一人  
 第二十二區 式上郡式下郡宇陀郡十市郡高市郡  
 第二十三區 葛上郡葛下郡忍海郡二人  
 第二十四區 宇智郡吉野郡一人  
 第二十五區 議員總數七人  
 第二十六區 安濃郡一志郡一人  
 第二十七區 三重郡鈴鹿郡奄美郡河曲郡一人

第三區 桑名郡員辨郡朝明郡一人  
 第四區 飯高郡飯野郡多氣郡一人  
 第五區 度會郡答志郡美濃郡北牟婁郡南牟婁郡二人  
 第六區 阿拜郡山田郡名張郡伊賀郡一人  
 第七區 議員總數拾一人  
 第八區 名古屋區一人  
 第九區 愛知郡一人  
 第十區 東春日井郡西春日井郡一人  
 第十一區 丹羽郡葉栗郡一人  
 第十二區 中島郡一人  
 第十三區 海東郡海西郡一人  
 第十四區 知多郡一人  
 第十五區 碧海郡幡豆郡一人  
 第十六區 額田郡西加茂郡東加茂郡一人  
 第十七區 北設樂郡南設樂郡實飯郡一人  
 第十八區 議員總數八人  
 第十九區 安倍郡有渡郡一人  
 第二十區 富士郡庵原郡一人  
 第二十一區 志太郡益津郡一人  
 第二十二區 榑原郡佐野郡城東郡一人  
 第二十三區 周智郡豐田郡山名郡磐田郡一人  
 第二十四區 長上郡敷知郡濱名郡引佐郡鹿玉郡  
 第二十五區 一人  
 第二十六區 那賀郡賀茂郡君澤郡田方郡駿東郡  
 第二十七區 二人

山梨縣議員總數三人  
 第一區 西山梨郡北巨摩郡中巨摩郡一人  
 第二區 東山梨郡南都留郡北都留郡一人  
 第三區 東八代郡西八代郡南巨摩郡一人  
 第四區 議員總數五人  
 第五區 滋賀縣議員總數五人  
 第六區 甲賀郡野洲郡栗太郡一人  
 第七區 犬上郡愛知郡神崎郡蒲生郡二人  
 第八區 西淺井郡東淺井郡伊香郡阪田郡一  
 第九區 議員總數七人  
 第十區 厚見郡方縣郡各務郡一人  
 第十一區 不破郡安八郡一人  
 第十二區 海西郡下石津郡多藝郡上石津郡羽  
 第十三區 栗原郡中島郡一人  
 第十四區 大野郡池田郡本巢郡席田郡山縣郡  
 第十五區 一人  
 第十六區 武藏郡七郡一人  
 第十七區 加茂郡可兒郡十岐郡葛郡一人  
 第十八區 大野郡益田郡吉城郡一人  
 第十九區 議員總數八人  
 第二十區 上水內郡更級郡一人  
 第二十一區 下水內郡上高井郡下高井郡一人  
 第二十二區 小縣郡埴科郡一人  
 第二十三區 西筑摩郡東筑摩郡南安曇郡北安曇  
 第二十四區 郡二人  
 第二十五區 南佐久郡北佐久郡一人



第六區 上伊那郡諏訪郡一人  
第七區 下伊那郡一人  
第八區 議員總數五人  
第九區 仙臺區名取郡宮城郡二人  
第十區 柴田郡刈田郡伊其郡理郡一人  
第十一區 黒川郡加美郡河津郡玉造郡陸奥郡一人  
第十二區 栗原郡登米郡一人  
第十三區 桃生郡牡鹿郡本吉郡一人  
第十四區 議員總數七人  
第十五區 信夫郡伊達郡一人  
第十六區 安達郡安積郡一人  
第十七區 田村郡巖瀬郡東白川郡西白河郡石川郡二人  
第十八區 南會津郡北會津郡大沼郡耶麻郡河沼郡二人  
第十九區 菊多郡磐前郡磐城郡檜葉郡標葉郡行方郡宇多郡一人  
第二十區 議員總數五人  
第二十一區 南慶手郡北慶手郡紫波郡二戸郡一人  
第二十二區 東閉伊郡中閉伊郡北閉伊郡南九戸郡北九戸郡一人  
第二十三區 磯谷郡東和賀郡西和賀郡西閉伊郡南閉伊郡一人  
第二十四區 江刺郡鷹巣郡桑山郡一人  
第二十五區 西磐井郡東磐井郡一人

香取縣 議員總數五人  
第一區 東原郡一人  
第二區 北原郡一人  
第三區 中津郡一人  
第四區 南津郡一人  
第五區 下津郡一人  
第六區 上原郡一人  
第七區 北原郡一人  
第八區 中津郡一人  
第九區 南津郡一人  
第十區 下津郡一人  
第十一區 東原郡一人  
第十二區 北原郡一人  
第十三區 中津郡一人  
第十四區 南津郡一人  
第十五區 下津郡一人  
第十六區 上原郡一人  
第十七區 北原郡一人  
第十八區 中津郡一人  
第十九區 南津郡一人  
第二十區 下津郡一人  
第二十一區 東原郡一人  
第二十二區 北原郡一人  
第二十三區 中津郡一人  
第二十四區 南津郡一人  
第二十五區 下津郡一人

第三區 射水郡一人  
第四區 礪波郡一人  
第五區 議員總數三人  
第六區 邑美郡法美郡慶井郡八上郡八東郡智川郡一人  
第七區 高草郡氣多郡河村郡久米郡八橋郡一人  
第八區 汗入郡會見郡日野郡一人  
第九區 議員總數六人  
第十區 島根郡秋鹿郡意宇郡一人  
第十一區 能登郡仁多郡大原郡飯石郡一人  
第十二區 出雲郡美濃郡神門郡一人  
第十三區 備前郡安藝郡邑智郡一人  
第十四區 備後郡美濃郡鹿足郡一人  
第十五區 周吉郡備地郡海士郡知夫郡一人  
第十六區 議員總數八人  
第十七區 岡山縣 議員總數八人  
第十八區 岡山區御野郡上道郡邑久郡兒島郡二人  
第十九區 津高郡赤坂郡磐梨郡和氣郡一人  
第二十區 都宇郡窪屋郡賀陽郡下道郡一人  
第二十一區 淺口郡小田郡後月郡一人  
第二十二區 上房郡川上郡哲多郡阿賀郡一人  
第二十三區 真島郡大庭郡西條郡北西條郡東南條郡北條郡一人  
第二十四區 勝北郡勝南郡吉野郡英田郡久米北條郡久米南條郡一人  
第二十五區 議員總數十人

山口縣 議員總數七人  
第一區 吉備郡美濃郡厚狹郡佐波郡二人  
第二區 阿蘇郡見島郡大津郡一人  
第三區 赤松郡區豐浦郡一人  
第四區 都鄙郡鹿毛郡大島郡二人  
第五區 議員總數五人  
第六區 和歌山縣 議員總數五人  
第七區 和歌山區名取郡海部郡有田郡二人  
第八區 伊都郡那賀郡一人  
第九區 日高郡西牟婁郡東牟婁郡二人  
第十區 議員總數五人  
第十一區 名東郡勝浦郡一人  
第十二區 那賀郡海部郡一人  
第十三區 名西郡阿波郡麻植郡一人  
第十四區 板野郡一人  
第十五區 美馬郡三好郡一人  
第十六區 議員總數五人

廣島縣 議員總數十人  
第一區 廣島郡一人  
第二區 尾道郡一人  
第三區 沼津郡一人  
第四區 府中郡一人  
第五區 萩郡一人  
第六區 山陽郡一人  
第七區 山陰郡一人  
第八區 備前郡一人  
第九區 備後郡一人  
第十區 備中郡一人  
第十一區 備前郡一人  
第十二區 備後郡一人  
第十三區 備中郡一人  
第十四區 備前郡一人  
第十五區 備後郡一人  
第十六區 備中郡一人  
第十七區 備前郡一人  
第十八區 備後郡一人  
第十九區 備中郡一人  
第二十區 備前郡一人  
第二十一區 備後郡一人  
第二十二區 備中郡一人  
第二十三區 備前郡一人  
第二十四區 備後郡一人  
第二十五區 備中郡一人



第一區 香川郡山田郡小豆郡一人  
 第二區 大内郡寒川郡三木郡一人  
 第三區 鶴足郡阿野郡一人  
 第四區 多度郡那珂郡一人  
 第五區 豐田郡三野郡一人  
 愛媛縣 議員總數七人  
 第一區 溫泉郡和氣郡風早郡野間郡久米郡  
 第二區 伊豫郡下冷穴郡二人  
 第三區 越智郡桑村郡周布郡一人  
 第四區 喜多郡上浮穴郡一人  
 第五區 新居郡宇摩郡一人  
 第六區 西宇和郡東宇和郡一人  
 第七區 南宇和郡北宇和郡一人  
 高知縣 議員總數四人  
 第一區 土佐郡長岡郡一人  
 第二區 幡多郡高岡郡吾川郡二人  
 第三區 香美郡安藝郡一人  
 第四區 福岡縣 議員總數九人  
 第一區 福岡郡怡土郡志摩郡早良郡一人  
 第二區 糟屋郡宗像郡那珂郡御笠郡席田郡  
 第三區 上座郡下座郡夜須郡二人  
 第四區 遠賀郡鞍手郡嘉麻郡穗波郡一人  
 第五區 御井郡御原郡山本郡生葉郡竹野郡  
 第六區 三潞郡上妻郡下妻郡一人  
 第七區 山形郡三池郡一人  
 鹿兒島縣 議員總數七人  
 第一區 企救郡田川郡一人

第八區 京都郡仲津郡築城郡上毛郡一人  
 第九區 大分縣 議員總數六人  
 第一區 北海郡那南海郡一人  
 第二區 大野郡直入郡一人  
 第三區 速見郡玖珠郡日田郡一人  
 第四區 西國郡東國郡一人  
 第五區 下毛郡宇佐郡一人  
 第六區 佐賀縣 議員總數四人  
 第一區 佐賀郡神崎郡小城郡基肄郡養父郡  
 第二區 三根郡二人  
 第三區 東松浦郡西松浦郡一人  
 第四區 杵島郡藤津郡一人  
 第五區 熊本縣 議員總數八人  
 第一區 熊本區飽田郡託麻郡宇土郡二人  
 第二區 玉名郡一人  
 第三區 山鹿郡山本郡菊池郡志那阿蘇郡  
 第四區 上益城郡下益城郡一人  
 第五區 八代郡葦北郡球磨郡一人  
 第六區 天草郡一人  
 第七區 宮崎縣 議員總數三人  
 第一區 宮崎郡北那珂郡南那珂郡兒湯郡  
 第二區 鹿兒島縣 議員總數七人  
 第一區 北諸縣郡西諸縣郡東諸縣郡一人  
 第二區 東臼杵郡西臼杵郡一人

第一區 鹿兒島郡嶺山郡北大隅郡熊毛郡  
 第二區 給黎郡揖宿郡須賀郡川邊郡一人  
 第三區 日置郡阿多郡一人  
 第四區 高城郡出水郡南伊佐郡薩摩郡甑島  
 第五區 那珂郡一人  
 第六區 菱刈郡始良郡桑原郡西嶮嶽郡北伊  
 第七區 南諸縣郡南大隅郡肝屬郡東嶮嶽郡  
 大島郡一人



# 會計法

四十五

朕樞密顧問の諮詢を経て會計法を裁可し之を公布せしむ

御名 御璽

明治二十二年  
二月十二日

内閣總理大臣	伯爵黑田清隆
樞密院長	伯爵伊藤博文
外務大臣	伯爵大隈重信
海軍大臣	伯爵西郷從道
農商務大臣	伯爵井上馨
司法大臣	伯爵山田顯義
大藏大臣	兼 伯爵松方正義
陸軍大臣	伯爵大山巖
文部大臣	子爵森有禮
逓信大臣	子爵榎本武揚

法律第四號  
會計法

## 第一章 總則

第一條 政府の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を終る  
 一 會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日までを悉皆完結すべし

第二條 租税及其他一切の收納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出之總豫算に編入すべし

第三條 各年度お於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費を充つることを得ず

第四條 各官廳お於て法律勅令を以て規定したるもの外特別の資金を有することを得ず

## 第二章 豫算

第五條 歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始り於て之を提出すべし

第六條 歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中に於て之を款項に區分すべし

總豫算は帝國議會參考の爲に左の文書を添附すべし

第一 各省の豫定經費要求書但し各項目の明細を記入し

第二 其の年三月三十一日に終りたる會計年度の歳入歳出現計書

第七條 豫算中に設くべし豫備費は左の二項に分つ

第一 豫備金

第二 豫備金

第五十



第一豫備金は避くべからざる豫算の不足を補ふをのぞく

第二豫備金は豫算外に生じたる必要の費用に充つるものぞく

第六條 豫備金を以て支辨したるものく年度経過後帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

第九條 毎年度之豫算總額は帝國議會の協議を経て之を定む

第三章 收入

第十條 租税及其他の收入と法律命令の規程に従ひ之を徴収すべし

法律命令に依り當該官吏の資格ある者お非ざれば租税を徴収し又と其の他の收入を收納するよとを得せ

第四章 支出

第十一條 毎會計年度に於て政府の經費に充つる所の定額は其の年度の歳入を以て之を支辨すべし

第十二條 國務大臣は豫算に定めたる目的の外に定額を使用し又と各項の金額を彼此流用することを得ず

國務大臣は其の所管に屬する收入を國庫に納むべし直に之を使用することを得せ

第十三條 國務大臣ハ其の所管金額を使用する爲に國庫に向ひて仕拂命令を發すべし但し

別に定むる所の規程に従ひ他の官吏に委任して仕拂命令を發せしむることを得

第十四條 國庫は法律命令に反する仕拂命令に對して仕拂を爲すことを得せ

第十五條 國務大臣と政府に對し正當なる債主若は其の代理人の爲にするお非ざれば仕拂命令を發することを得せ

左の諸項の經費お限り國務大臣と主任の官吏に委任し又は政府の命じたる銀行に委任して現金支拂を爲さしむる爲に現金前渡の仕拂命令を發することを得

第一 國債の元利拂

第二 軍隊軍艦及官船に屬する經費

第三 在外各廳の經費

第四 前項の外總て外國に於て仕拂を爲す經費

第五 運輸通信の不便ある内國の地方に於て仕拂を爲す經費

第六 廳中常用雜費おして一箇年の總額額五百圓に滿たざるもの

第七 場所の一定せざる事務所の經費

第八 各廳に於て直接に従事する工事の經費但し一主任官に付三千圓までを限る

第十六條 會計検査院の検査を経て政府より帝國議會に提出する總決算は總豫算と同一の



様式を用ゐる左の事項の計算を明記すべし

歳入の部

歳入豫算額

調定済歳入額

収入済歳入額

収入未済歳入額

歳出の部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令済歳出額

翌年度繰越額

第十七條 前條の總決算に會計検査院の検査報告と俱よ左の文書を添附すべし

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

第十八條 政府の負債おして其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇年内に債主より支出の請求

若は仕拂の請求を爲さざるものと期滿免除として政府は其の義務を免るゝものとす但し

特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものと各々其の定むる所に依る

第十九條 政府に納むべき金額おして其の納むべき年度經過後滿五箇年内に上納の告知を

受けざるものと其の義務を免るゝものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定め

たるものは各々其の定むる所に依る

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外 収入及定額戻入

第二十條 各年度に於て歳計に剩餘あるときは其の翌年度の歳入に繰入るべし

第二十一條 豫算よ於て特み明許したるもの及一年度内に終るべき工事又は製造にして避

くべからざる事故の爲に事業を遅延し年度内其の經費の支出を終らざりしものは之を

翌年度に繰越し使用することを得

第二十二條 數年を期して竣功すべき工事製造及其の他の事業おして繼續費として總額を

定めたるものは毎年度の仕拂總額を竣功年度まで遞次繰越使用することを得

第二十三條 誤拂過渡となりたる金額の返納出納の完結したる年度に属する収入及其

の他一切豫算外の収入は總て現年度の歳入に組入るべし但し法律勅令に依り前金渡概算

渡繰替拂を爲したる場合お於ける返納金は各々之を仕拂ひたる經費の定額に戻入るゝこ



とを得

十六

第八章

政府の工事及物件の賣買貸借

第二十四條

法律勅令を以て定めたる場合の外政府の工事又と物件の賣買貸借は總て公告して競争に付すべし但し左の場合に於て競争に付せず隨意の約定に依るよとを得べし

第一 一人又と一會社よて專有する物品を買入れ又は借入るよと

第二 政府の所爲を秘密にすべき場合に於て命ずる工事又と物品の賣買貸借を爲よと

第三 非常急遽の際工事又は物品の買入借入を爲すに競争に付する暇なきよと

第四 特種の物質又と特別使用の目的あるに由り生産製造の場所又と生産者製造者より直接に物品の買入を要するよと

第五 特別の技術家に命ずるに非ざれを製造し得べらざる製造品及機械を買入るよと

第六 土地家屋の買入又と借入を爲すに當り其の位置又と構造等に限ある場合

第七 五百圓を超ゆる工事又と物品の買入借入の契約を爲よと

第八 見積價格二百圓を超ゆる動産を賣拂ふよと

第九 軍艦を買入るよと

第十 軍馬を買入るよと

第十一 試験の爲に工作製造を命じ又は物品を買入るよと

第十二 慈善の爲に設立せる教育所の貧民を備役し及其の生産又は製造物品を直接に買入るよと

第十三 囚徒を備役し又は囚徒の製造物品を直接に買入るよと及政府の設立に係る農工業場より直接に其の生産又と製造物品を買入るよと

第十四 政府の設立したる農工業場又は慈善教育に係る各所の生産製造物品及囚徒の製造物品を賣拂ふよと

第十五條 軍艦兵器彈藥を除く外工事製造又と物件買入の爲に前金拂を爲すよとを得

第九章

出納官吏

第二十六條 政府に属する現金若し物品の出納を掌る所の官吏は其の現金若し物品に付一切の責任を負ひ會計検査院の検査判決を受くべし

第二十七條 前條の官吏水火盜難又と其の他の事故に由り其の保管する所の現金若し物品を紛失毀損したる場合お於ては其の保管を避け得べからざりし事實を會計検査院お證明し責任解除の判決を受くるに非ざれを其の負擔の責を免るよとを得

第二十八條 現金又と物品の出納を掌るよ付身元保證金を納めしむるよとを要するものは勅令を以て之を定むべし

十六



第二十九條 任拂命令の職務と現金出納の職務と相兼ねることを得ず

二十六 第十章 雜則

第三十條 特別の須要に因り本法を準據し難きものあるときは特別會計を設置するを得

特別會計を設置するは法律を以て之を定むべし

第三十一條 政府は國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得

第十一章 附則

第三十二條 本法の條項帝國議會に關涉せざるものは明治二十三年四月一日より施行し其の關涉するものは帝國議會開會の時より施行す

決算に係る條項は帝國議會の議定を経たる年度の歳計より施行す

第三十三條 本法の條項と牴觸する法令は各其の條項施行の日より廢止す

貴族院令

朕大日本帝國憲法の明文に依り樞密顧問の諮詢を経て貴族院令を發布す此の勅令を實施するの時期と朕が再命ずる所を依るべし

御名 御璽

明治廿二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黑田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 大隈重信
- 海軍大臣 伯爵 西郷從道
- 農商務大臣 伯爵 井上馨
- 司法大臣 伯爵 山田顯義
- 大藏大臣 伯爵 松方正義
- 陸軍大臣 伯爵 大山巖
- 文部大臣 伯爵 森有禮
- 遞信大臣 伯爵 榎本武揚

勅令第拾壹號 貴族院令

第三條 貴族院は左の議員を以て組織す

一 皇族



二 公侯爵

- 三 伯子男爵各々其の同爵中より選舉せられたる者
- 四 國家に勳勞あり又と學識ある者より特命勅任せられたる者
- 五 各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者の中より一人を互選して勅任せられたる者

第二條 皇族の男子成年に達したるときは議席に列す

第三條 公侯爵を有する者滿二十五歳に達したるときは議員たるべし

第四條 伯子男爵を有する者にして滿二十五歳に達し各々其の同爵の選に當りたる者は七箇年の任期を以て議員たるべし其の選舉に關る規則と別に勅令を以て之を定む

第五條 國家に勳勞あり又は學識ある滿三十歳以上の男子にして勅任せられたる者は終身議員たるべし

第六條 各府縣に於て滿三十歳以上の男子にして土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者十五人の中より一人を互選し其の選に當り勅任せられたる者は七箇年の任期を以て議員たるべし其の選舉に關る規則と別に勅令を以て之を定む

第七條 國家に勳勞あり又は學識ある者及各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者より勅任せられたる議員は有爵議員の數に超過するまゝを得ず

第八條 貴族院と天皇の諮詢に應へ華族の特權に關る條規を議決す

第九條 貴族院と其の議員の資格及選舉に關る争訟を判決と其の判決に關る規則は貴族院に於て之を議定し奏して裁可を請ふべし

第十條 議員にして禁錮以上の刑に處せられ又と身代限の處分を受けたる者あるときは勅命を以て之を除くべし

貴族院に於て懲罰に由り除名すべき者は議長より上奏して勅裁を請ふべし

除名せられたる議員と更に勅許あるべし非ざれば再び議員となることを得ず

第十一條 議長副議長と議員中より七箇年の任期を以て勅任せらるべし

被選議員として議長又は副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其の職に就くべし

第十二條 此の勅令に定むるもの外に總て議院法の條規に依る

第十三條 將來此の勅令の條項を改正し又は増補するるときは貴族院の議決を経べし



明治廿二年二月十六日出版  
同年二月十五日刷成

傍訓發行者

大坂東區內本町二丁目百卅九番屋敷  
藤谷虎三

印刷者

大坂南區長堀橋筋二丁目八十番屋敷  
前野茂久次

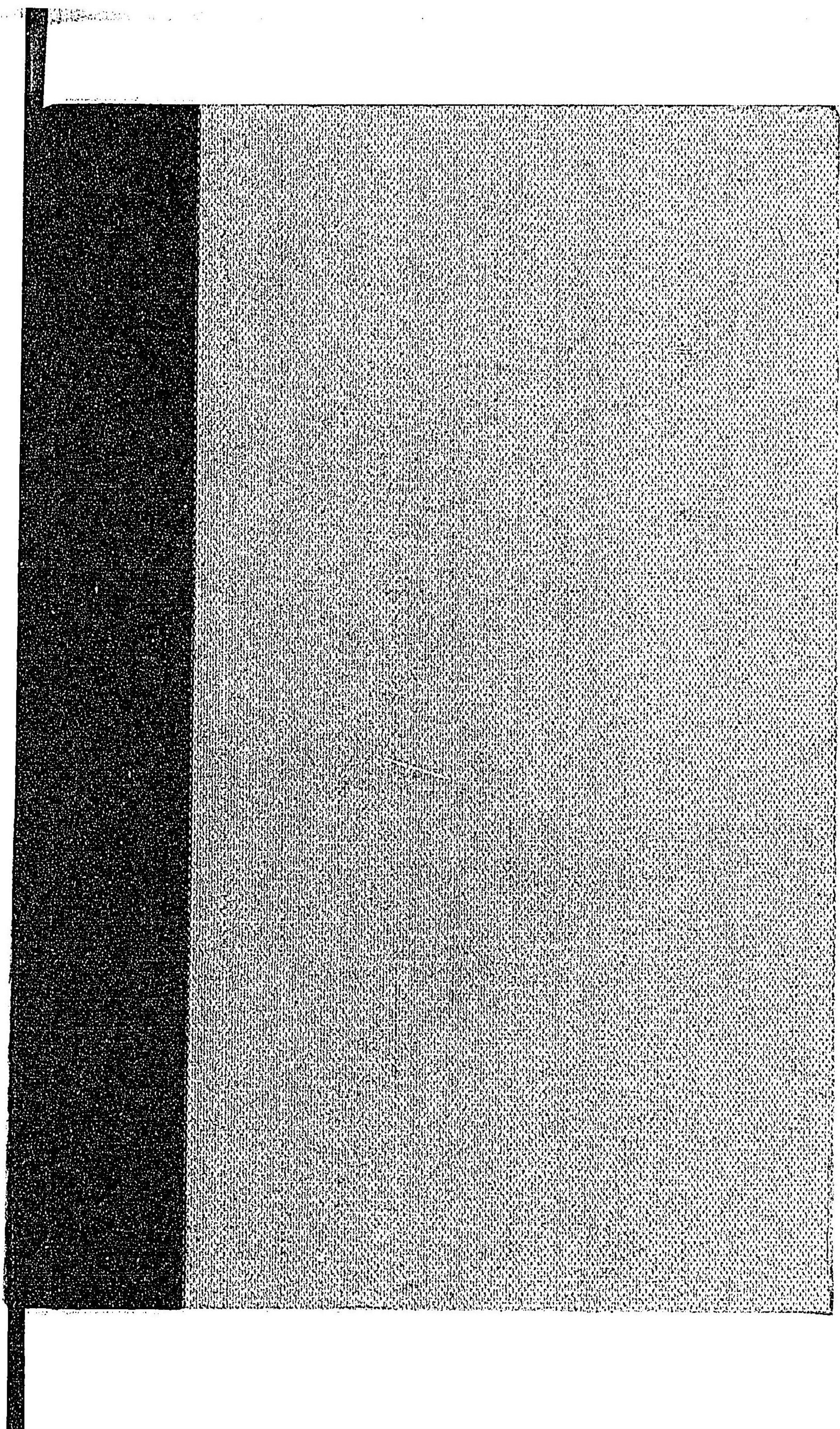
發賣者

大坂東區唐物町四丁目  
岡本仙助

發賣者

大坂東區本町四丁目  
赤志忠七







CZ  
212  
032



傍訓 大日本帝國憲法  
大日本帝國憲法及附屬法律  
国立国会図書館

031639-000-4

CZ-212-032

大日本帝國憲法 (傍訓)

藤谷 虎三

M22

BBE-0266

